

京都市立芸術大学内部質保証体制に関する規程

(令和8年6月9日学長決定)

(趣旨)

第1条 この規程は、京都市立芸術大学（以下「大学」という。）における内部質保証体制について、必要な事項を定めるものとする。

(内部質保証の目的)

第2条 大学は、自らが行う教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の状況について、継続的に点検及び評価を行い、教育研究等の質の保証を行うとともに、改善又は向上に取り組むものとする。

(内部質保証に係る実施体制及び責任)

第3条 全学的な内部質保証に責任を担う組織として、内部質保証推進委員会を設置するとともに、その実務機関として、自己点検・評価委員会を設置する。

2 大学の内部質保証に関する業務を統括し、最終責任を負う者として、最高責任者を置き、学長をもって充てる。学長は内部質保証推進委員会の委員長を担当する。

3 最高責任者を補佐し、自己点検・評価委員会の委員長として、自己点検業務をはじめとする内部質保証に係る実務を統括する者として、統括責任者を置き、認証評価を担当する副学長をもって充てる。

4 全学的な自己点検・評価は、自己点検・評価委員会が実施主体として行う。

5 学長が必要と認めるときは、内部質保証の推進に関して、外部有識者の意見を求めることができる。

6 内部質保証体制に係る委員会は、別表のとおりとする。

(教育研究等の内部質保証のための手続き)

第4条 自己点検・評価委員会は、美術学部、美術研究科、音楽学部、音楽研究科、日本伝統音楽研究センター、キャリアデザインセンター、芸術資源研究センター、附属図書館、芸術資料館、ギャラリー@KCUA、委員会及び事務局（以下「部局等」という。）に対し、自己点検・評価の実施を指示する。

2 部局等は、随時、教育研究活動に関する自己点検・評価を実施し、その結果を自己点検・評価委員会に報告する。

3 自己点検・評価委員会は、内部質保証推進委員会と連携のもと、部局等における自己点検・評価結果を取りまとめ、教育研究等の質の保証に向けて、継続的に現状分析、課題抽出、点検・評価、大学全体の教育研究等の有効性の検証、自己点検・評価報告書の

作成等を行い、その結果を内部質保証推進委員会に諮る。

- 4 内部質保証推進委員会は、自己点検・評価委員会における点検結果を審議し、大学の内部質保証が適切に機能するよう総合的な検証を行ったうえで、改善方策及び改善方針について検討し、教育研究審議会に報告する。また必要に応じて、自己点検・評価委員会及び部局等に対し、改善または向上に向けた対応を求め、教育研究等の質の保証を行い、全学的な改善または向上に取り組む。
- 5 教育研究審議会は、内部質保証推進委員会から報告された点検・評価結果及び改善方針等について審議し、全学的な改善方針を確認する。
- 6 各部局等は、決定された全学的な改善方針に基づき、教育研究等の改善を実施する。

附則

この規程は、令和8年6月9日から施行する。

別表（第3条第6項関係）

全学的統括組織：内部質保証推進委員会

最高責任者	学長（委員長）
委員	副学長、美術学部長、美術研究科長、音楽学部長、音楽研究科長、日本伝統音楽研究センター所長、芸術資源研究センター所長、学生部長・キャリアデザインセンター長、情報管理主事、附属図書館長・芸術資料館長、ギャラリー@KCUA長、副理事長、理事、事務局長

実務・評価組織：自己点検・評価委員会

統括責任者	認証評価を担当する副学長（委員長）
委員	委員長からの依頼に基づき部局等から選出された者、オブザーバーとして担当理事